

に規定する動産をいう。以下同じ。)の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

5 前項本文の規定は、仮に差し押さるべき物又は係争物が民事執行法第百六十七条规定第一項に規定する財産権(以下「その他の財産権」といふ。)で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合(次項に規定する場合を除く。)について準用する。

6 仮に差し押さるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。

(申立て及び疎明)

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第四条第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相當と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

(裁判長の権限)

第十五条 保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができる。

(決定の理由)

第十六条 保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

(送達)

第十七条 保全命令は、当事者に送達しなければならない。

(保全命令の申立ての取下げ)

保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあつた後に、おいても、債務者の同意を得ることを要しない。

(却下の裁判に対する即時抗告)

第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。

第二款 仮差押命令

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることはできないとなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに發することができる。

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合において、これを發することができる。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しない場合は、仮差押えの執行の停止を得るために、又は既にした仮差押えの執行の取消を得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならぬ。

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款 仮処分命令

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るために、又は既にした仮差押えの執行の取消を得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならぬ。

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに發することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

5 第二十条第二項の規定は、第一項の規定による裁判の執行がされたときは、当該執行によって係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者と立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることが要しない。

(却下の裁判に対する即時抗告)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる处分その他の必要な処分をすることができる。

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときに限り、債権者の意見を聽いて、仮処分の執行の停止を得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

(仮処分解放金)

第二十六条 保全命令の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てるなどを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

第二十七条 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てにおいて第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てるなどを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

第二十八条 裁判所は、当事者、尋問を受けるべき証人及び審尋を受けるべき参考人の住所その他的事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

第三十条 削除

ば、これを發することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる处分その他の必要な処分をすることができる。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七条 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てにおいて第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てるなどを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

第二十八条 裁判所は、当事者、尋問を受けるべき証人及び審尋を受けるべき参考人の住所その他的事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

保全執行は、債権者に対し保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしない。保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これをすることができる。（追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し）

第四十条 第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があつたときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならぬ。（民事執行法の準用）

第三项 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。（第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例）

第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六条（第五項を除く。）、第十八条、第十八条の二、第十九条の三、第二十一条の二、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十二条第一項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

第二節 仮差押えの執行

（不動産に対する仮差押えの執行）

第四十七条 民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制執行の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

（不動産に対する仮差押えの執行）

第四十八条 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の登記（仮登記を除く。）の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金額についても、同様とする。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。（動産に対する仮差押えの執行）

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が囁託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第一百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金額を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5 民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第九十三条の三まで、第九十四条から第一百四条まで、第一百六条並びに第七十七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第四十八条 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下この条において「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらのこと方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 前項第三項並びに民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

4 民事執行法第一百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第四十七条第一項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第一項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の处分禁止の仮処分の執行について準用する。

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行う。（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）

3 第四十七条第一項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第一項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の处分禁止の仮処分の執行について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第一百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第五十条 民事執行法第一百四十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金額の支払を目的とする債権の額に相当する金額を供託した場合には、債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金額の額に相当する金額を供託したものとみなす。ただし、その金額の額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第一百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

2 前項の規定による決定は、第四十六条において準用する民事執行法第十一条第二項の規定によって准用する民事執行法第十一条第二項の規定により定められた金額の額に相当する金額を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならぬ。

（建物の收去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の建物の処分禁止の仮処分命令が發せられたときは、その仮処分の

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしない。保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これをすることができる。（追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し）

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これをすることができる。（追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し）

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第一百七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金額を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5 民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第五十六条及び第五十七条の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

（建物の收去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の建物の処分禁止の仮処分命令が發せられたときは、その仮処分の

第三節 仮処分の執行

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第一百二十三条から第一百二十九条まで、第一百三十一条、第一百三十二条及び第一百三十三条から第一百三十四条まで、第一百六条並びに第七十七条第一項の規定は、動産に対する仮差押えの執行に係る動産について著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

5 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行

（仮処分の執行）

第五十二条 仮処分の執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第一百二十三条から第一百二十九条まで、第一百三十一条、第一百三十二条及び第一百三十三条から第一百三十四条まで、第一百六条並びに第七十七条第一項の規定は、動産に対する仮差押えの執行に係る動産について著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

5 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行

（仮処分の執行）

第五十三条 不動産に関する権利についての登記（仮登記を除く。）を請求する権利（以下「登記請求権」という。）を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法について準用する。

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

第五十条 民事執行法第一百四十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金額の支払を目的とする債権の額に相当する金額を供託した場合には、債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金額の額に相当する金額を供託したものとみなす。ただし、その金額の額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第一百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第五十四条 前条の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する。（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する）

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行う。

3 第四十七条第一項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第一項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の处分禁止の仮処分の執行について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、前二項の处分禁止の仮処分の執行について準用する。

5 民事執行法第一百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条（第三項を除く。）、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの登記による仮差押えの執行について準用する。

執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他の法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人にあっては、各事務所の所在地)を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これら的事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(仮処分解除金の供託による仮処分の執行の取消し)

第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定により定められた金額の額に相当する金額を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮処分の執行を取り消さなければならない。

2 第五十二条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第三章 仮処分の効力

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力)

第五十八条 第五十三条第一項の処分禁止の登記の後にされた登記に係る権利の取得又は処分の制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をする場合には、その登記に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度において、その債権者に対する抗弁ができない。

2 前項の場合においては、第五十三条第一項の仮処分の債権者(同条第二項の仮処分の債権者を除く)は、同条第一項の処分禁止の登記に後れる登記を抹消することができる。

3 第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするには、保全仮登記に基づく本登記をする方法による。

4 第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項の規定により登記をする場合において、その仮処分により保全すべき登記請求権に係る権利が不動産の使用又は収益をするものであるとき

は、不動産の使用若しくは収益をする権利(所

有権を除く)又はその権利を目的とする権利の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の登記に後れるものを抹消することができる。

(登記の抹消の通知)

第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第四項の規定により登記を抹消するには、あらかじめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、これを発する時の同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にて発することができる。この場合には、その通知は、遅くとも、これを発した日から一週間を経過した時に到達したものとみなす。

(仮処分命令の更正等)

第六十条 保全仮登記に係る権利の表示がその債務名義に基づく本登記をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符合しないときは、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、その命令を更正しなければならない。

2 前項の規定による更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第二項の規定による更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託しなければならない。

(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力)

第六十一条 前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。

(占有移転禁止の仮処分命令の効力)

第六十二条 占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、次に掲げる者に対し、係争物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる。

一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知つて当該係争物を占有した者

二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを

知つて占有したものと推定する。

(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)

第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与さ

れたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができる権原により当該物を占有していることと、又はその仮処分の執行がされたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

(建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力)

第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡行の強制執行をすることができる。

(詐害行為取消権を保全するための仮処分における解放金に対する権利の行使)

第六十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金額の額に相当する金額が供託されたときは、同法第四百二十号第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権利(以下「還付請求権」という。)を取得する。この場合において、その還付請求権は、その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定により取り消され、かつ、保全すべき権利についての本案の判決が確定した後に、その仮処分の債務者が同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債務名義によりその還付請求権に対し強制執行をするとき限り、これを行使することができる。

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 4 この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等に関する訴えであるものの管轄については、な

お従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成八年六月二六日法律第一〇号)抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成一五年七月一六日法律第一〇八号)抄)

(平成一五年七月一六日法律第一〇八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一五年八月一日法律第一八号)抄

第一条 この法律は、平成一五年八月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則 (平成一五年八月一日法律第一八号)抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

一 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

二 の「又は電磁的記録」に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十五条の規定の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条の規定の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律の規定、第二十二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公の日の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「又は電磁的記録」に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第十八条を第八十六条の二とし、第八十五条の規定に三条を加える改正規定(同法第八十五条の規定

二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定(「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第一項の改正規定、同法第二百六十七条の十一第七項の改正規定(「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る)、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第三章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の二を加える部分に限る)、及び同法第五十九条の改正規定、第八十九条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)、第一百六十一条第一項の規定、第二百零一条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)、第一百六十二条第一項の規定、第二百零二条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十六条までに二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定(「第

別表(第七条関係)	本文	第百二十二条第一項始した	第百二十二条前条の規定による措置を開 始した	第百二十二条前条の規定による措置を開 始した	第百二十二条前条の規定による措置を開 始した
記載又は記録 置を開始した	書類	書類又は電磁的記録	書類	書類	書類
裁判所書記 官が送達す	記載	記載	記載	記載	記載

二第一項	第二百六 第十七条の さされた電子調書	第二百六 第十七条第 一項	四項	五条第四
記録された事項	記録された事項	若しくは同項の記録媒体に 記録された事項	若しくは同項の記録媒体に 記録された事項	第二百十 一条の規定によ り記録された事 項若しくは同項の記録媒体に 記録された事項
その記録	記録しなければ 記録した	和解又は請求の放棄若しく は認諾について電子調書を 作成し、これをファイルに 記載した	記載しなければ 記載した	若しくは送付し、又は最高 裁判所規則で定める電子情 報処理組織を使用する
その記載	その記載	和解を調書に記載した	記載しなければ 記載した	又は送付す る